

平成 24 年

奈良市議会 12 月定例会
提出議案（別冊）

奈 良 市

目 次

奈良市報告第 71号	市長専決処分の報告について……………	1
奈良市議案第213号	奈良市長等政治倫理条例の制定について……………	13
〃 第214号	奈良市政治倫理審査会条例の制定について……………	20
〃 第215号	工事請負契約の締結について……………	23

奈良市報告第71号

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

1 平成24年度奈良市一般会計補正予算（第4号）

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分する
ものとする。

平成24年11月19日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 平成24年度奈良市一般会計補正予算（第4号）

平成24年度奈良市一般会計 補正予算（第4号）

平成24年度奈良市的一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ180,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143,757,566千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
16. 県 支 出 金		千円 5,961,430	千円 180,000	千円 6,141,430
	3. 県 委 託 金	47,201	180,000	227,201
歳 入 合 計		143,577,566	180,000	143,757,566

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総 務 費		千円 33,108,387	千円 180,000	千円 33,288,387
	5. 選 挙 費	59,872	180,000	239,872
歳 出 合 計		143,577,566	180,000	143,757,566

1. 総括

1. 一般会計
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 4 号)

計

(歳入)

(単位: 千円)

款		補正前の額	補正額	計
16 岐支出金		5,961,430	180,000	6,141,430
歳入合計		143,577,566	180,000	143,757,566

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				国県支出金	地方債	その他
2 総務費	33,108,387	180,000	33,288,387	180,000	180,000	-
歳出合計	143,577,566	180,000	143,757,566	180,000	180,000	-

2. 歳入
第 16 款 県支出金

第 3 項 県委託金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 総務費県委託金	31,407	180,000	211,407	2 県議院議員選舉費委託金	90,000	衆議院議員選舉費委託金
				3 県議會議員選舉費委託金	90,000	県議會議員選舉費委託金
計	47,201	180,000	227,201			

第16款 県支出金

3. 岁出 第2款 総務費

第5項 選舉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の訳	区分			金額	説明
					区	分	節		
2 衆議院議員選挙費	—	90,000	90,000	特定財源 (内訳) 県支出金	90,000	1 報酬 3 職員手当等 7 賃金 8 報償費 9 需用費 12 役務費 13 委託料 14 使用料及び賃借料 16 原材料費 18 備品購入費	1 3 7 8 11 12 13 14 16 18	2,769 24,428 5,464 758 7,499 7,949 24,951 3,386 21 12,775	衆議院議員選挙経費
3 県議会議員選挙費	—	90,000	90,000	特定財源 (内訳) 県支出金	90,000	1 報酬 3 職員手当等 7 賃金 8 報償費 9 需用費 12 役務費 13 委託料 14 使用料及び賃借料 16 原材料費 18 備品購入費	1 3 7 8 11 12 13 14 16 18	2,298 22,237 4,017 758 6,999 7,549 20,802 2,699 41 22,600	県議会議員選挙経費
計	59,872	180,000	239,872	特定財源 一般財源	180,000 0				

第2款 総務費

4. 給与費明細書

2. 一般職 括 (1) 総

区分	職員数(人)	給与費			合計	備考
		給料	職員手当	計		
補正後	2,694 [251]	10,830,547	11,166,434	21,996,981	3,697,690	25,694,671
補正前	2,694 [251]	10,830,547	11,119,769	21,950,316	3,697,690	25,648,006
比較			46,665	46,665		46,665

[]内は再任用短時間勤務職員の外数

職員手当の 内訳	区分		超過勤務手当
	補正後		1,097,563
	補正前		1,050,898
	比較		46,665

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明		備考
職員手当	46,665	衆議院議員選挙及び県議会議員選挙執行経費	46,665	超過勤務手当	46,665

非 常 勤 勤 特 別 職 の 報 酬

款	名 称	補 正 前		補 正 後	
		人員	予算額	人員	予算額
総務費	選挙執行関係人	—	千円 —	469	千円 5,067
合計		1,773	124,410	2,242	129,477

一般会計款別性質別経費総括表

(単位:千円)

性質区分 款 費	総務費	合計
人件費	51,732	51,732
物件費	126,752	126,752
補助費等	1,516	1,516
計	180,000	180,000

物 件 費 の 内 訳 表

附表 1

(単位:千円)

節 会計 会 計 及 び 款	金 需 用	費 消 耗 品 費	細 節			役 務 費	通 信 費	委 託 料	使 用 料 及 び 借 料	原 材 料 費	備 購 入 品 費	計			
			資 料 費	燃 料 費	食 糧 費										
総 務 費	9,481	14,498	10,738	216	1,630	1,764	150	15,498	12,750	2,748	45,753	6,085	62	35,375	126,752
一般会計合計	9,481	14,498	10,738	216	1,630	1,764	150	15,498	12,750	2,748	45,753	6,085	62	35,375	126,752

そ の 他 経 費 の 内 訳 表

附表 2

(単位:千円)

節 会 計 及 び 款	報 酬 費	賃 料 費	計	
			報 酬 費	賃 料 費
総 務 費	5,067	1,516	6,583	
一般会計合計	5,067	1,516	6,583	

奈良市長等政治倫理条例の制定について

奈良市長等政治倫理条例を次のように制定しようとする。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市長等政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることに鑑み、その受託者たる市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）が市民全体の奉仕者として政治倫理を保持し、いやしくもその権限又は地位の影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を講じることにより、市政に対する市民の信頼を確保するとともに、市民も主権者としての自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(市長等及び市民の責務)

第2条 市長等は、市民の信頼に値する倫理を保持し、市民に対し自らその高潔性を明らかにしなければならない。

2 市民は、主権者として公共の利益を図る自覚を持ち、自ら又は市議会の議員等を介して市長等に対し、その権限又は地位の影響力を不正に行使するよう働きかけてはならない。

(政治倫理規準)

第3条 市長等は、次に掲げる政治倫理規準を遵守しなければならない。

(1) 市民の代表者として、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(2) 市民全体の奉仕者として、その地位を利用して金品（社会通念上認められるものであつて、かつ、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められるものを除く。）を授受しないこと。

- (3) 市（市が設立した公社並びに市が資本金、基本金その他これらに準ずるものをお出し、又は拠出している公益法人及び株式会社を含む。以下同じ。）の請負契約（下請負を含む。）、一般物品納入契約及び業務委託契約（以下これらの契約を「請負契約等」という。）並びに地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定に関して特定の業者を紹介若しくは推薦し、又は妨害若しくは排除する等の働きかけをしないこと。
- (4) 市職員の公正な職務執行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (5) 市長の資金管理団体に、政治活動に関して政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附金を受けさせないこと。
- 2 市長等は、前項に規定する政治倫理規準に違反する事実があるとの疑いを持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。
- 3 市長等は、国會議員、地方公共団体の議会の議員及び他の地方公共団体の長（これらの者の秘書、代理人及び使者を含む。）から、その公正な職務執行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけを受けたときは、直ちに、これを公表しなければならない。

（請負契約等及び指定管理者の指定に関する遵守事項）

- 第4条 市長等は、法第142条、第166条第2項及び第180条の5第6項の規定の趣旨を尊重し、市長等が役員をしている会社（市が設立した会社を除く。）、その配偶者若しくは2親等以内の親族が役員をしている会社又は市長等が実質的に経営に関与している会社（以下これらの会社を「関連会社」という。）に前条第1項第3号に規定する市の請負契約等及び指定管理者の指定の申入れを辞退させ、市民に疑惑の念を生じさせないよう努めなければならない。
- 2 前項に規定する市長等が実質的に経営に関与している会社とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- (1) 市長等が資本金等の3分の1以上を出資している会社
 - (2) 市長等が年額100万円以上の報酬等（顧問料その他名目を問わない。）を受領している会社
 - (3) 市長等が経営方針又は主要な取引に関与している会社

(辞退届の提出及び公表)

第5条 前条の規定に該当する市長等は、責任をもって、その関連会社に請負契約等及び指定管理者の指定の申入れを辞退する旨の書面（以下「辞退届」という。）を作成させ、これを市長に提出するよう努めなければならない。

2 辞退届の提出期限は、市長等の任期開始の日から30日以内（任期開始の日後に前条の規定に該当する事実が発生した場合にあっては、当該事実が発生した日から30日以内）とする。

3 市長は、辞退届の提出状況を公表しなければならない。

(請負契約等の締結及び指定管理者の指定)

第6条 市は、第4条に規定する市長等の関連会社と請負契約等を締結し、又は指定管理者の指定をしてはならない。ただし、災害等により緊急を要するとき、又は行政運営に著しい支障が生じるときは、この限りでない。

(資産等報告書の提出)

第7条 市長は、その任期開始の日（再選挙により市長となった者にあってはその選挙の期日とし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第259条の2の規定の適用がある者にあっては当該者の退職の申立てがあったことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は線上補充により当選人と定められた市長にあってはその当選の効力発生の日とする。第3項において同じ。）において有する次の各号に掲げる資産等（外国にあるものを含む。）について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 土地（信託している土地（自己が帰属権利者であるものに限る。）を含む。）所在、地目、面積、取得の時期及び価額
- (2) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的となっている土地の所在、面積、権利の種類、契約期日及び契約価額
- (3) 建物 所在、種類、構造、床面積、取得の時期及び価額
- (4) 預貯金 預入金融機関名、預貯金の種類及び金額並びに定期預金の預金日及び満期日
- (5) 現金（100万円以上に限る。） 金額
- (6) 有価証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項及び第2項に

規定する有価証券に限る。) 種類及び種類ごとの額面金額の総額 (株式 (株券が発行されていない場合にあっては、株券が発行されたとすれば当該株券に表示されるべき権利を含む。) にあっては、株式の銘柄及び株数)

(7) 前号に規定するものを除く証券会社の取引残高報告書に記載される全てのもの 種類及び時価又は取得額

(8) 自動車、船舶、航空機並びに美術工芸品及び貴金属 (取得価額が 100 万円を超えるものに限る。) 種類、数量、取得の時期及び価額

(9) ゴルフ場の利用に関する権利 (譲渡することができるものに限る。) ゴルフ場の名称及び口数

(10) 貸付金 (生計を一にする親族に対するものを除く。) 貸付金の明細、契約期日及び金額

(11) 借入金 (生計を一にする親族からのものを除く。) 借入金の明細、契約期日及び金額

2 前項の規定は、市長が代表取締役をし、又は資本金等の 2 分の 1 以上を出資している会社があるときは、当該会社が有する資産等について準用する。

3 市長は、その任期開始の日後毎年 12 月 31 日において、前 2 項の規定により作成した資産等報告書又はこの項の規定により作成した資産等変更報告書の内容に変更がある場合は、その変更の内容について、第 1 項各号に掲げる資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等変更報告書を、その翌年の 4 月 1 日から同月 30 日までの間に作成し、市長に提出しなければならない。

(所得等報告書の提出)

第 8 条 市長等 (前年 1 年間を通じて市長等であった者 (任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったものにあっては、当該市長でない期間を除き前年 1 年間を通じて市長であった者) に限る。) は、次の各号に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、4 月 1 日から同月 30 日までの間 (当該期間内に任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったものにあっては、同月 1 日から再び市長となった日から起算して 30 日を経過する日までの間) に作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額 (当該金額が 100 万円を超える場合にあっては、当該金額及びその基因

となった事実)

ア 総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第22条第2項に規定する総所得金額をいう。）及び山林所得金額（同条第3項に規定する山林所得金額をいう。）に係る各種所得の金額（同法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額をいう。以下この号において同じ。）

イ 各種所得の金額（退職所得の金額及び山林所得の金額を除く。）のうち、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額

(2) 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の2に規定する贈与税の課税価格をいう。）

（関連会社報告書の提出）

第9条 市長等は、第4条に規定する関連会社があるときは、その会社の名称、所在地及び代表者並びに当該会社におけるその役職又は親族関係等の関連を記載した報告書（以下「関連会社報告書」という。）を、任期開始の日から30日以内（任期開始の日後に本条に規定する事実が発生した場合にあっては、当該事実が発生した日から30日以内）に作成し、市長に提出しなければならない。

（証明書類の添付）

第10条 前3条の規定により作成された資産等報告書及び資産等変更報告書、所得等報告書並びに関連会社報告書（以下これらの報告書を「資産等報告書等」という。）には、規則の定めるところにより、必要な証明書類を添付しなければならない。

（税等の納付状況）

第11条 市長等は、資産等報告書等と併せ、国又は地方公共団体が賦課する税等の納付状況を示す証明書類を市長に提出しなければならない。

（資産等報告書等の審査及び閲覧）

第12条 前5条の規定により資産等報告書等（第10条に規定する証明書類を含む。）及び納税証明書等が提出されたときは、市長は、その写しを奈良市政治倫理審査会条例（平成 年奈良市条例第 号）により設置された奈良市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に遅滞なく送付し、審査を求めるとともに、これを市民の閲覧に供しなければならない。

- 2 資産等報告書等の閲覧及び保存期間は、閲覧開始の日から 5 年間とする。
- 3 市民は、閲覧により知り得たことをこの条例の目的に沿うよう適正に利用しなければならない。

(市民の調査請求権)

第 13 条 市民は、市長等が第 3 条第 1 項に規定する政治倫理規準若しくは第 5 条第 1 項に規定する辞退届の提出義務に違反し、又は第 7 条から第 9 条までに規定する資産等報告書等に虚偽記載の疑いがあると思料するときは、これを証する資料を添えて、市長に対し、書面で調査を請求することができる。

- 2 前項の請求があったときは、市長は、遅滞なく、調査請求書（添付資料を含む。）の写しを審査会に送付し、調査及び審査を求めなければならない。
- 3 市長等は、審査会の調査に協力しなければならない。

(逮捕後の説明会)

第 14 条 市長等は、刑事犯の容疑により逮捕されたときは、当該容疑について釈明をするため、市民に対する説明会の開催を市長に求めることができる。

- 2 説明会が開催されないときは、市民は、法第 18 条に規定する選挙権を有する者 100 人以上の連署をもって、説明会の開催を市長に求めることができる。
- 3 市長は、前 2 項の規定により説明会の開催を求められたときは、捜査に支障が生じない限り、説明会を開催しなければならない。

(起訴後の説明会)

第 15 条 前条の規定は、市長等が刑事犯の容疑により起訴された後、引き続きその職にとどまろうとする場合に準用する。

- 2 前項の場合において、説明会の開催の求めは、市長等が起訴された日から 50 日以内にしなければならない。

(第一審有罪判決後の説明会)

第 16 条 第 14 条の規定は、市長等が刑事犯の容疑により第一審で有罪判決の宣告を受け、なお引き続きその職にとどまろうとする場合に準用する。

- 2 前項の場合において、説明会の開催の求めは、判決の宣告があった日から 30 日を経過した日以後 20 日以内にしなければならない。

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(政治倫理の確立のための奈良市長の資産等の公開に関する条例の廃止)

2 政治倫理の確立のための奈良市長の資産等の公開に関する条例(平成7年奈良市条例第36号)は、廃止する。

(適用区分)

3 第13条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた市長等の行為について適用する。

4 第14条から第16条までの規定は、施行日以後に逮捕され、起訴され、又は有罪とする第一審判決の宣告を受けた市長等について適用する。

(経過措置)

5 この条例の施行の際、現に市長等である者については、第5条に規定する辞退届の提出期限は、施行日から30日以内とする。

6 この条例の施行の際、現に市長である者に係る第7条の規定の適用については、同条中「その任期開始の日(再選挙により市長となった者にあってはその選挙の期日とし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第259条の2の規定の適用がある者にあっては当該者の退職の申立てがあったことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた市長にあってはその当選の効力発生の日とする。第3項において同じ。)」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。

7 この条例の施行の際、現に市長等である者に係る第9条の規定の適用については、同条中「任期開始の日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。

奈良市政治倫理審査会条例の制定について

奈良市政治倫理審査会条例を次のように制定しようとする。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市政治倫理審査会条例

(設置)

第1条 奈良市長等政治倫理条例（平成 年奈良市条例第 号。以下「市長等条例」という。）の適正な運用を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項の規定に基づき奈良市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(職務及び権限)

第2条 審査会は、市長等条例第12条第1項及び第13条第2項に関する事項について調査及び審査し、その結果を記載した意見書を作成し、及び必要な勧告を行う。

2 審査会は、その他政治倫理の確立を図るため、市長が諮問した事項について審議し、答申し、又は建議することができる。

(組織及び委員)

第3条 審査会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者及び法第18条に規定する選挙権を有する者のうちから、市長が公正を期して委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員は、任期が満了した場合においても、後任の委員が委嘱されるまでの間その職務を行う。

4 学識経験を有する委員の再任は、妨げない。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席した委員の3分の2以上の委員の同意を必要とする。

(委員の守秘義務)

第6条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(調査及び審査)

第7条 市長等条例第13条第1項の規定により調査を請求した者（以下「調査請求者」という。）は、審査会に出席し、口頭で意見を述べることができる。

- 2 審査会は、調査を請求された市長等（以下「調査対象者」という。）に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 審査会は、調査対象者に必要な資料の提出を求め、又は審査会に出席を求めて説明を聴くことができる。この場合において、調査対象者は、審査会の調査に協力しなければならない。
- 4 審査会は、必要があると認めるときは、公務所等に照会し、又は関係者に必要な資料の提出を求め、若しくは審査会に出席を求めて説明を聴くことができる。

(意見書の作成及び提出)

第8条 審査会は、市長等条例第12条第1項及び第13条第2項の規定により調査又は審査を求められたときは、その日から60日以内にその結果を記載した意見書を作成し、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、調査対象者が審査会の調査を拒否し、又は調査に協力しなかつたときは、その旨を意見書に記載しなければならない。

3 審査会は、意見書において、市長がとるべき措置を勧告することができる。

(意見書の送付)

第9条 前条第1項の規定により意見書が提出されたときは、市長は、遅滞なく、その写しを調査請求者及び調査対象者に送付しなければならない。

(意見書の公表)

第10条 市長は、意見書を遅滞なく市民の閲覧に供するとともに、その要旨を直近の広報紙等に掲載しなければならない。

2 意見書の閲覧及び保存期間は、閲覧開始の日から5年間とする。

(市長の措置)

第11条 市長は、審査会の意見書を尊重して、必要な措置をとるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(庶務)

第13条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

工事請負契約の締結について

奈良市防災行政無線（デジタル同報系）整備工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の5パーセント以内において変更することができる。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 契約の目的 奈良市防災行政無線（デジタル同報系）整備工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 469,350,000円
- 4 契約の相手方 奈良市高天町22番地の2 明治安田生命ビル
日本電気株式会社
奈良支店長 小林 洋志

奈良市防災行政無線（デジタル同報系）整備工事の概要

1. 工事場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号他

2. 工事概要

(1) 奈良市庁舎親局設備工事 一式

(2) 一体山中継局設備工事 一式

(3) 屋外拡声子局設備工事 42箇所

ア. 奈良市庁舎

イ. 小学校

奈良市立東市小学校、奈良市立辰市小学校、奈良市立富雄南小学校、
奈良市立田原小学校、奈良市立興東小学校、奈良市立鳥見小学校、
奈良市立二名小学校、奈良市立平城西小学校、奈良市立三碓小学校、
奈良市立朱雀小学校、奈良市立鼓阪北小学校、奈良市立佐保台小学校、
奈良市立並松小学校、奈良市立都祁小学校、奈良市立吐山小学校、
奈良市立六郷小学校

ウ. 中学校

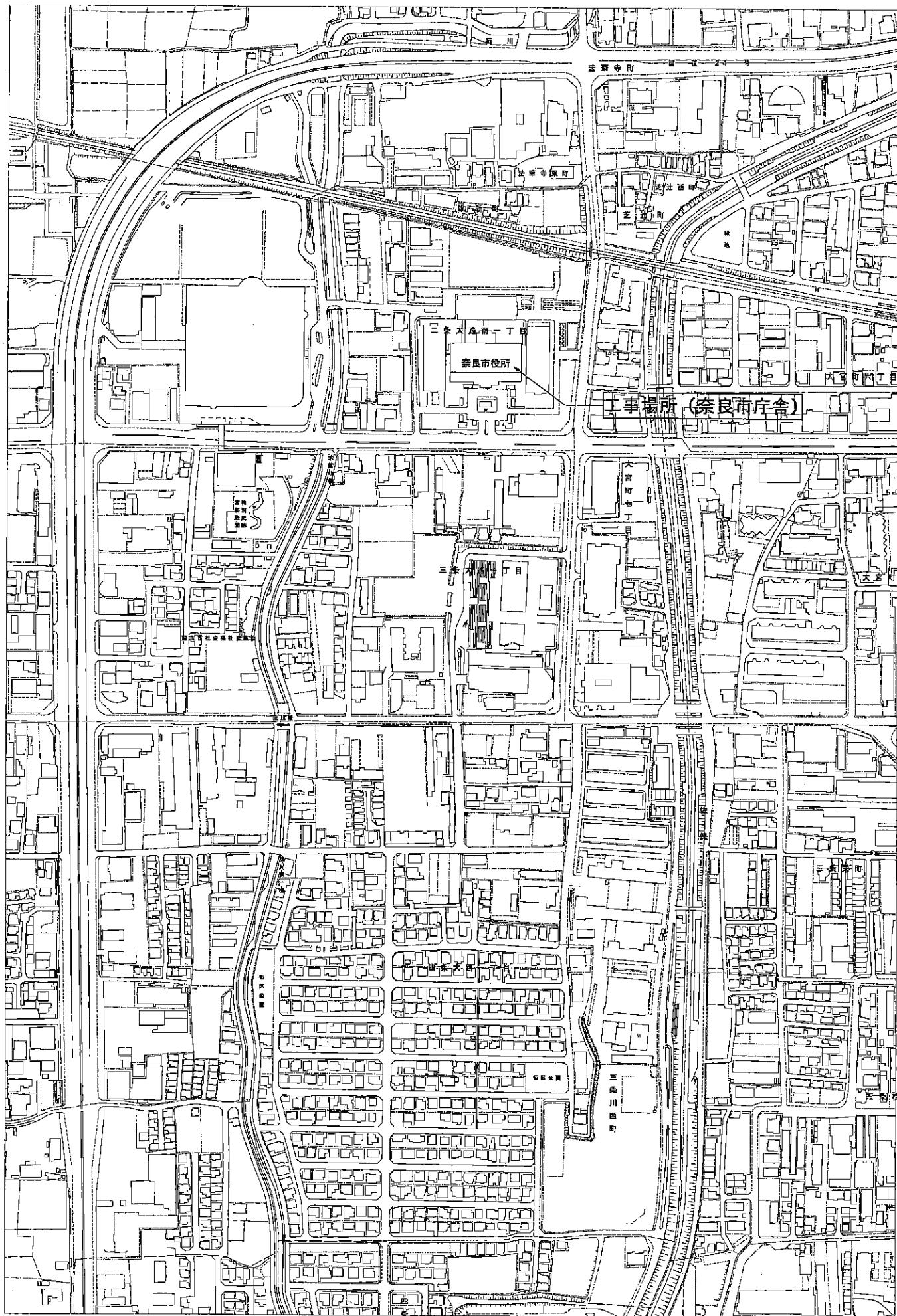
奈良市立春日中学校、奈良市立若草中学校、奈良市立伏見中学校、
奈良市立都南中学校、奈良市立柳生中学校、奈良市立平城西中学校、
奈良市立京西中学校、奈良市立富雄南中学校、奈良市立飛鳥中学校、
奈良市立登美ヶ丘北中学校、奈良市立月ヶ瀬中学校

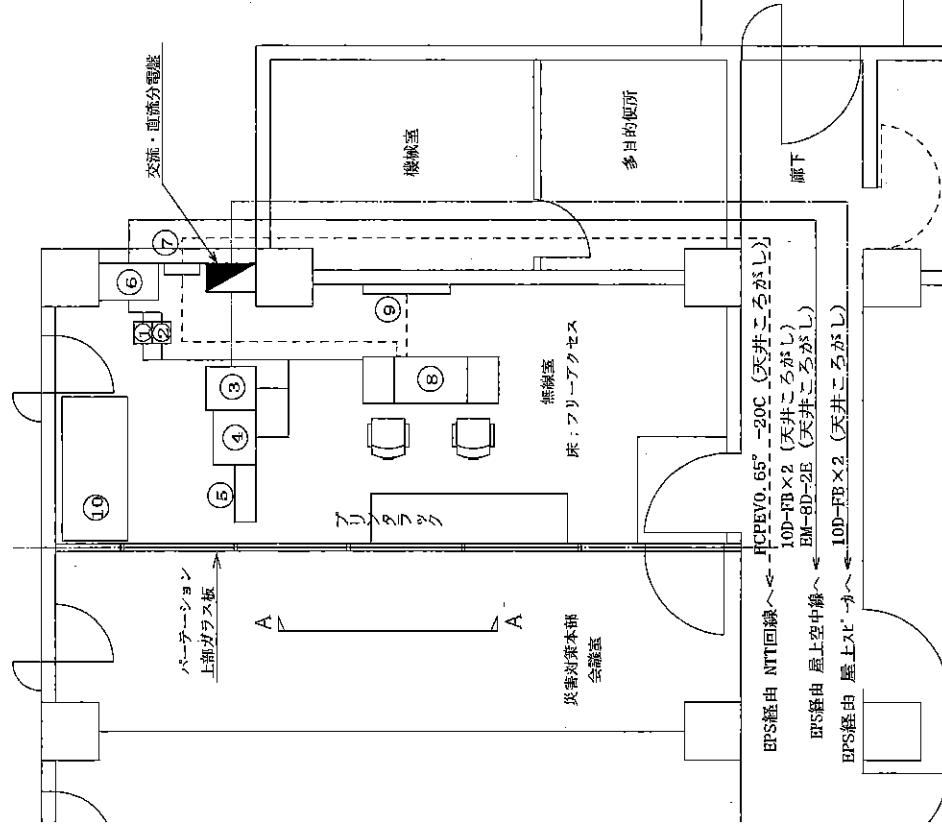
エ. その他

奈良市防災センター、奈良市東人権文化センター、奈良市柳生地域ふれあい
会館、奈良市立中部公民館、奈良市立柳生公民館、南部公民館精華分館
田原公民館杣ノ川分館、柳生公民館興ヶ原分館、柳生公民館邑地分館、
興東公民館狭川分館、興東公民館大平尾分館、奈良市立大柳生幼稚園、
旧大柳生小学校、旧水間小学校

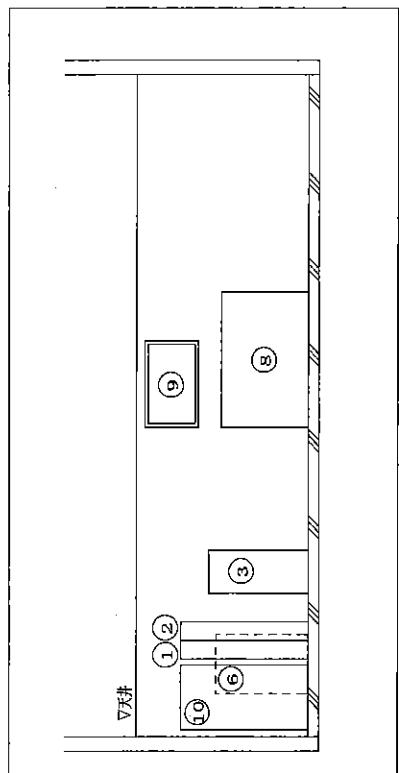
3. 工期 契約の日から平成26年12月19日まで

位置図 (親局)





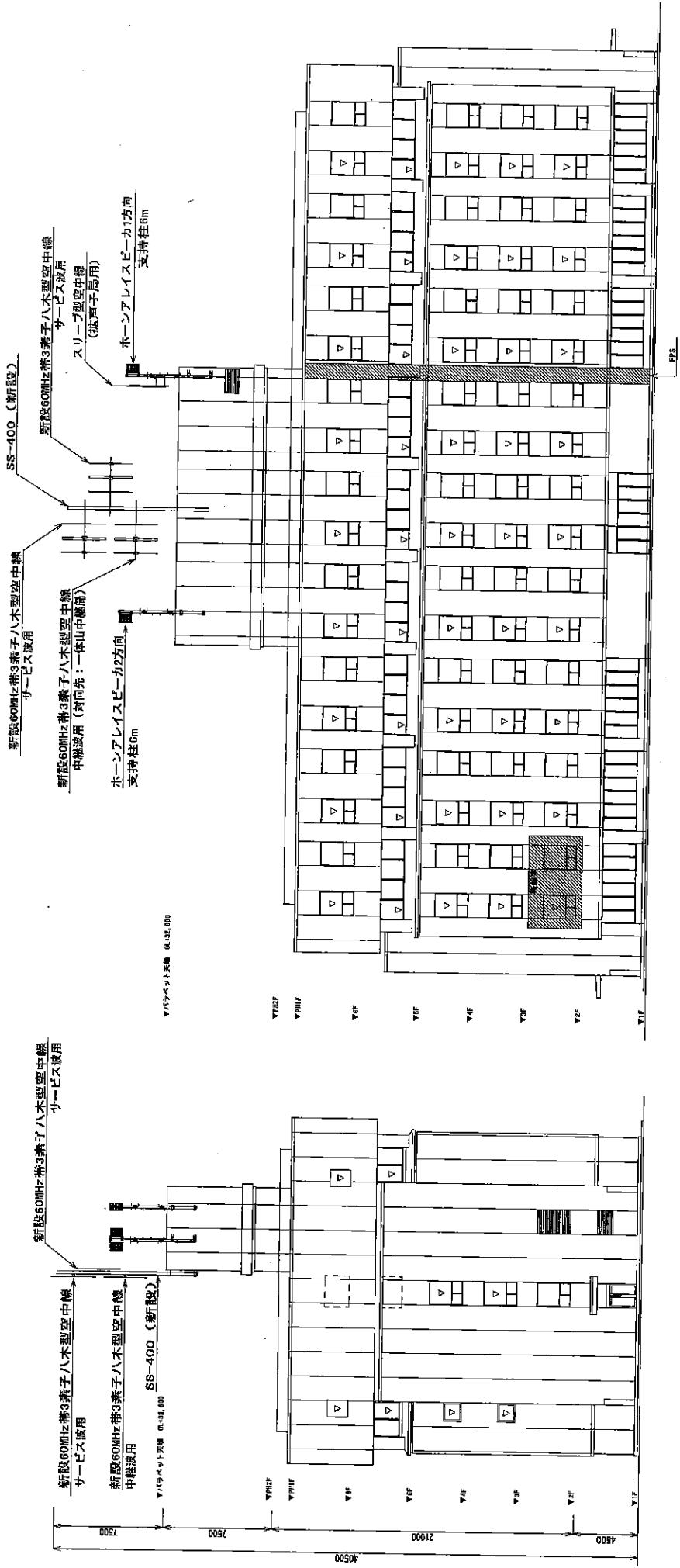
平面圖（親局）



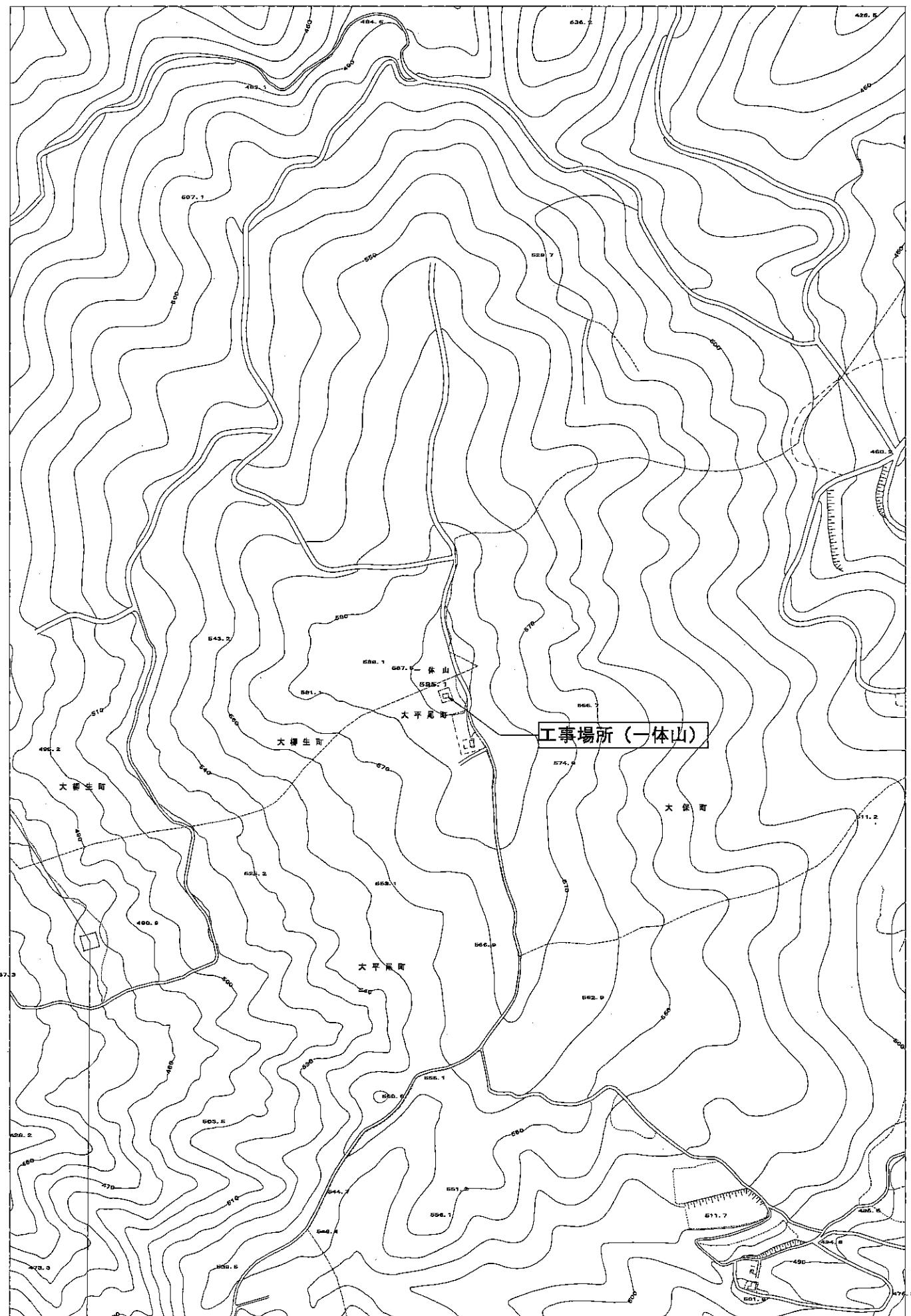
[A-A' 断面図]

No	機 器 名 称	備考
①	無線装置(中継波)	新設機器
②	無線装置(サービス波)	"
③	19インチラック	"
④	ホーンアンレー増幅器ラック	"
⑤	増設バッテリーラック	"
⑥	空中線フィルタ他	"
⑦	中間配電盤	"
⑧	操作卓	"
⑨	表示盤	"
⑩	直流電源装置	"

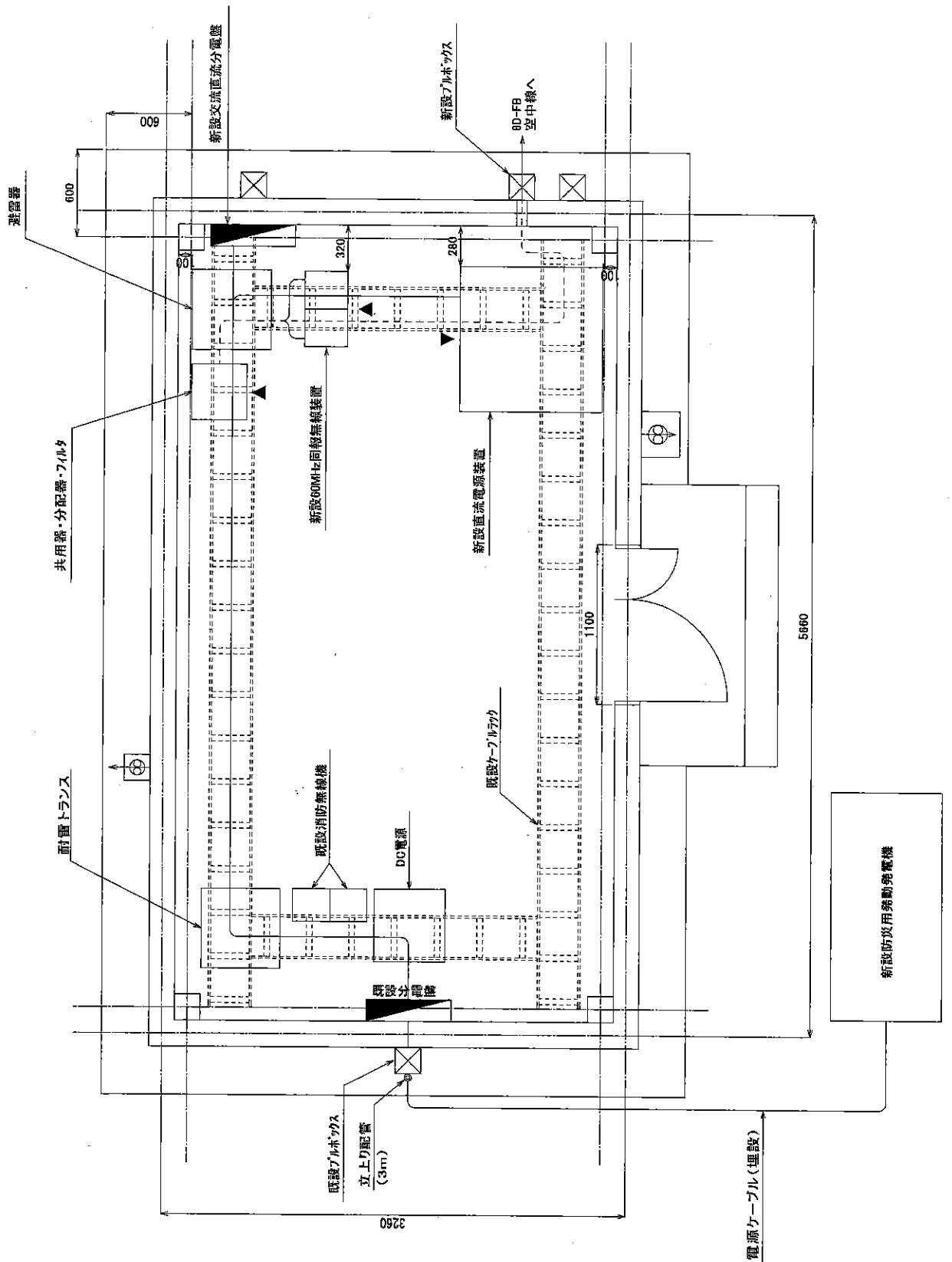
立面図（親局）



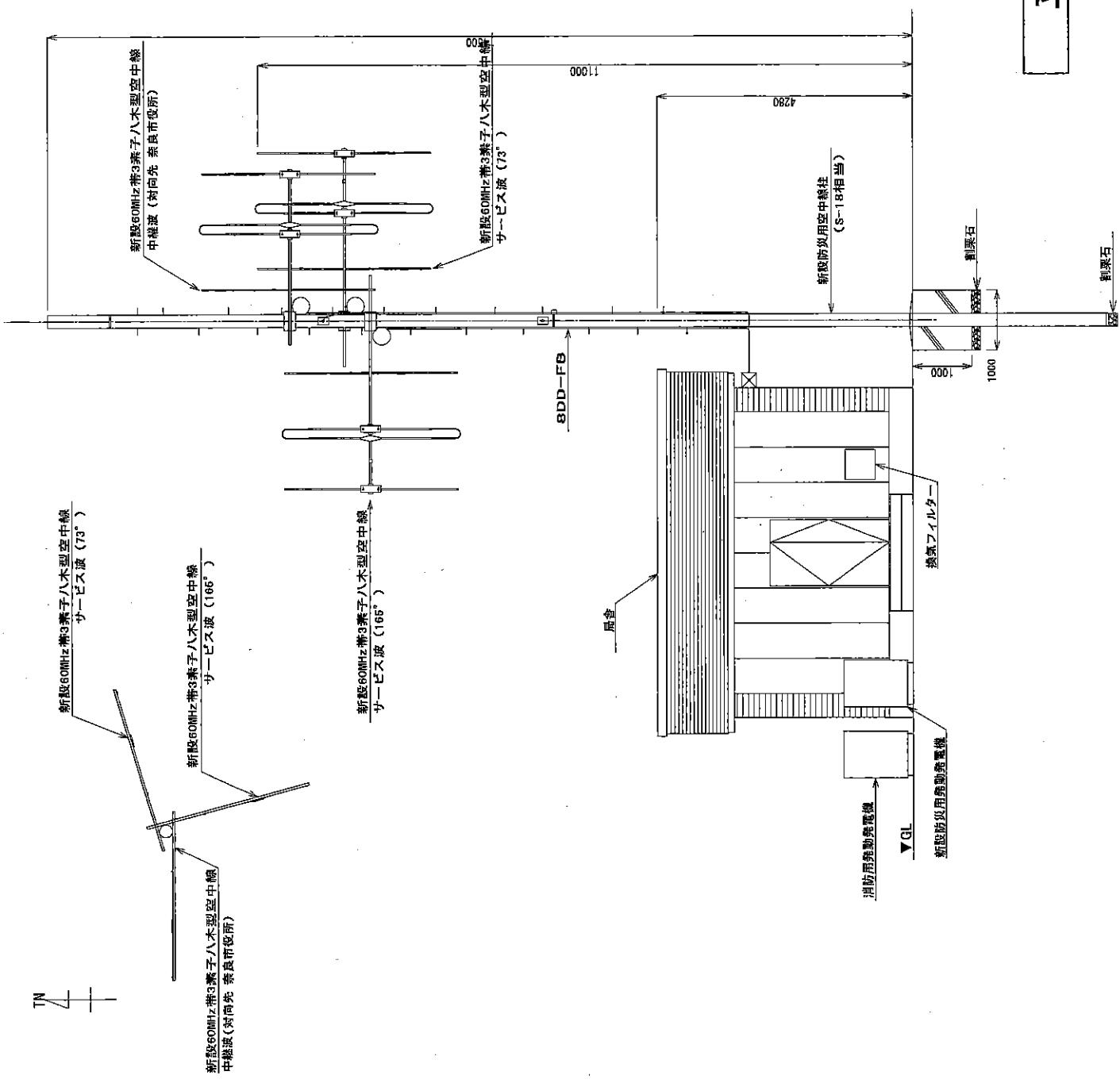
位置図 (中継局)



平面図（中継局）



立面図（中継局）



位置図(屋外拡声子局)

